

第十号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長  
斎

藤

猛

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二（見出しを含む。）中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十一条の三の見出しを削る。

第十七条第一項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第十八条第一項中「定める者」の下に「（第十八条の四第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十八条の二の次に次の三条を加える。  
(子育て部分休暇)

第十八条の三 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳

に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子をいう。）を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、  
子育て部分休暇を承認するものとする。

2

子育て部分休暇に關しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十八条の四 教育委員会は、職員がその配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

3 教育委員会は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当

該職員が不利益な取扱いを受けることがないようしなければならない。  
(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

<p>（説明）</p> <p>時間外勤務の制限に係る子の年齢を引き上げ、子育て部分休暇を導入し、介護両立支援制度等に係る意向確認を行うこととするほか、規定を整備する必要があるでので、本案を提出いたします。</p>	<p>2 この条例による改正後の第十一条の二第一項の規定による時間外勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>1 （施行期日）この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行前の準備）</p>	<p>二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備に係る勤務環境の整備に関する措置三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等</p>
--	--	--	--